

平成 30 年度南米長期研修員受入事業 事業者選定基準

○審査方法

- (1) 提出された企画提案書と、プレゼンテーションに対して審査する。  
 (2) 各選定委員は、次項に定める審査項目について採点する。

項目		点数	審査基準
1	事業理解度	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的を理解しているか。</li> </ul>
2	事業の実行体制	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実行において、過去に類する実績を有するとともに十分な経営基盤を有しているか。</li> <li>・業務を確実に実施できる体制を有しているか。</li> </ul>
3	事業実施能力等	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジルからの研修生に対して、研修員のニーズおよび能力と、本県の実情を踏まえ、充実した研修を実施する能力を有しているか。</li> <li>・研修生の生活面における支援、管理を滞りなく行なうことができる体制を有しているか。</li> <li>・不測事態に対応できる体制（ポルトガル語又は英語及び日本語による対応）を有しているか。</li> <li>・研修報告書を的確、正確且つ読みやすく作成できる能力を有しているか。</li> </ul>
4	経費見積りの妥当性	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に見合った経費見積りとなっているか。</li> <li>・事業費の積算は適切か。</li> </ul>